

沿岸広域振興局長告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年3月11日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳 夫

- 1（1）道路の種類 県道  
（2）路線名 宮古岩泉線  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町上有芸字蝦夷館11番6地先から13番2地先まで	新	m 18.8～6.5	m 142.0
	旧	8.7～6.4	142.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

イ 期間 平成26年3月11日から同年4月11日まで

- 2（1）道路の種類 県道  
（2）路線名 大川松草線  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町大川字下町132番14地先から寺庭65地先まで	新	m 40.7～13.6	m 806.0
	旧	18.2～5.0	801.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

イ 期間 平成26年3月11日から同年4月11日まで